

千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領

平成21年5月1日生振第175号制定
平成22年6月30日生振第82号一部改正
平成23年7月21日生振第622号一部改正
平成24年3月30日生振第1829号一部改正
平成25年3月29日生振第1308号一部改正
平成26年4月3日流販第7号一部改正
平成27年4月7日流販第9号一部改正
平成28年4月14日流販第42号一部改正
平成29年3月24日流販第770号一部改正
平成29年8月10日流販第282号一部改正
平成30年3月29日流販第778号一部改正
平成31年4月3日流販第8号一部改正
令和2年3月31日流販第808号一部改正
令和3年4月26日流販第64号一部改正
令和4年4月15日流販第61号一部改正
令和6年3月28日流販第843号一部改正

第1 目的

本県は、恵まれた気候、立地条件や生産者のたゆまぬ努力により、全国屈指の農林水産県となっている。

しかしながら、農林水産物の価格低迷や少子高齢化による国内需要の低迷等により、県内生産者の経営は厳しい状況で推移している。こうした中、アジア諸国等での経済成長や人口の増加、平成25年における「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録等を機運に、日本食レストランが世界的に増加していることなどにより、日本産の高品質な農林水産物、農林水産加工品は、欧州、米国、アジア地域等を中心に海外でも高い評価を受けており、国産農林水産物の輸出拡大が進みはじめている。

そこで、本県産の高品質で有望な農林水産物及びその加工品を輸出する生産者団体等の自主的な取り組みを支援するとともに、海外へ輸出する際に必要な施設・機械等の整備の支援を行い、本県産農林水産物及びその加工品の継続的な海外販路の拡大を進め、本県農林水産業の活性化に資することを目的とする。

第2 事業の内容

1 事業内容及び対象経費、品目

本事業で実施する事業は千葉の農林水産物輸出支援事業及び千葉の農林水産物輸出環境整備事業とし、事業の内容及び対象経費等は別表1のとおりとする。

なお、対象とする品目は、本県産農産物、林産物、畜産物、水産物、植木及び農林畜産水産加工品とし、農林畜産水産加工品の範囲については、別表2に定めるとおりとする。

2 事業区分の選択

本事業で実施する事業のうち、別表1に定めた事業区分において、複数の区分を選択して実施することが可能である。なお、別表1に掲げる事業区分の1及び

2、1の(1)～(5)の経費の相互間における流用はできないものとする。

第3 事業の実施

1 事業実施主体

輸出に対応する生産面積又は生産量を有し、輸出に意欲のある市町村（政令指定都市を含む。）・農業協同組合・水産業協同組合・森林組合・営農組織・漁業者組織・その他知事が特に適当と認める法人・団体等（以下、「特認団体等」という）とする。

営農組織及び漁業者組織にあつては、次に掲げる要件を満たすこととする。

- ① 県内の農林漁業者3戸以上で構成されていること
- ② 代表者の定めがあること
- ③ 組織運営に関する規程が定められていること

特認団体等にあつては、次に掲げる要件を満たすこととする。また、事業の実施においては、別記第6号様式を作成し、計画書とともに提出することとする。

- ① 主たる事務所の定めがあること
- ② 代表者の定めがあること
- ③ 定款その他の基本約款又は規約等を有し、団体としての意志を決定し、執行及び代表することのできる機能並びに団体としての独立した経理の機能が確立していること
- ④ 県内の農林漁業者2戸以上との連携により、若しくは自ら生産し、県産農林水産物の輸出振興を図ってきた実績がある、又は県内の農林漁業者2戸以上とこれから連携することが明らかであること

2 事業の実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

3 事業実施計画の協議

(1) 事業実施計画の申請

事業実施主体の長又は代表者は、3の(2)に示す提出書類を作成し、知事に提出するものとする。

(2) 提出書類

- ア 事業実施計画申請書（別記第1号様式）
- イ プロジェクト計画（別記第2号様式）
- ウ 本年度実施計画（別記第3号様式）
- エ 誓約書（別記第4号様式）
- オ 役員等名簿（別記第5号様式）
- カ 直近の決算（事業）報告書並びに必要な応じ、財務状況に関する資料（直近の決算（事業）報告書がない場合にあつては、これらに準ずる資料）
- キ その他、知事が必要と認める書類

(3) 事業実施計画の変更

事業実施主体の長又は代表者は、3の(1)により作成した事業実施計画について、次のアからイまでに掲げる事項が発生した場合は、3の(2)に掲げる提出書類のうち該当書類を別記第1号様式に準じて知事に提出し、その内容について協議を行うものとする。

- ア 事業実施主体の変更（名称の変更を含む。）

イ 実施する事業内容の変更

(4) 事業実施計画の廃止

3の(1)により作成した事業実施計画について、廃止する事由が生じた場合は、千葉の農林水産物輸出促進事業交付要綱(以下「交付要綱」という)第5条に規定する千葉の農林水産物輸出促進事業廃止承認申請書を知事に提出するものとする。

(5) 事業実施計画の承認

知事は、提出された事業実施計画について、その内容を審査し、当該事業実施計画が、第1に定める本事業の目的、別紙「実施基準」及び別表3に定める採択基準に照らして適当であると認める場合に、知事は予算の範囲内でこれを承認するものとし、結果を、事業実施主体の長又は代表者に通知するものとする。

(6) 事業の優先採択

千葉の農林水産物輸出支援事業に申請するプロジェクト計画において、千葉県農林水産部長が定める取組に挑戦することを目的としている場合は、事業の優先採択を受けられるものとする。

なお、優先採択を受けようとする場合は、少なくとも3か年にわたる目標と計画をプロジェクト計画において明記するものとする。また、2年目以降の取組について補助金を継続して申請しようとする場合は、前年度の実施結果を踏まえて3の(2)の提出書類を作成し、知事に提出するものとする。知事は提出された書類を審査し、適正と認められる場合にはこれを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。

(7) 事業の適正な実施

事業実施主体の長又は代表者は、承認を受けた事業実施計画について、千葉県補助金等交付規則(以下「交付規則」という)、交付要綱、千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領(以下「実施要領」という)を遵守し、誠意をもって適正に実施するものとする。

第4 事業の着手

1 事業実施主体の長又は代表者は、交付規則第4条の交付の決定(以下「交付決定」という。)前に事業に着手する場合は、次の条件を承知のうえ、別記第6号様式により交付決定前着手届出書を作成し、知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の責任において事前着手することとし、交付決定にならなかった場合は事業実施主体の負担となること。

(2) 交付決定額が申請額に達しない場合においても異議はないこと。

(3) 当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと。

2 交付決定前に着手する場合について、知事は事前にその理由等を十分に検討のうえ、事業が適正に行われるよう指導するものとする。

第5 事業の推進体制及び助成

知事は、この事業の円滑な推進を図るため、事業効果を評価するための指導推進体制を整備し、また予算の範囲内において、この事業の実施に必

要な経費を交付要綱により助成するものとする。

事業実施主体は、県関係機関等の指導・協力を得て、事業を適正に推進するとともに、知事に提出するすべての書類は、別表4に掲げる提出先を経由して知事に提出するものとする。

第6 施設・機械等の管理運営

- 1 事業実施主体は、整備する施設・機械について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。
- 2 事業実施主体は、整備する施設・機械について管理状況を明確にするため、交付要綱第12条による財産管理台帳を備え置くものとする。
- 3 事業実施主体は、施設・機械を海外に設置し、事業実施主体以外の者への貸付を目的として整備する場合は、実施基準第2の2の(3)を遵守するものとする。

なお、貸付の方法、対象者等については、あらかじめ知事と協議を行うこととし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

第7 事業実施の報告

事業実施主体の長又は代表者は、事業終了後速やかに交付要綱第7条に規定する実績報告を作成し、知事に提出するものとする。

第8 利用状況の報告

千葉の農林水産物輸出環境整備事業を実施する事業実施主体の長又は代表者は、事業完了年度の翌年度から5か年間、事業の当該年度の利用状況を別記第7号様式に基づき、毎年5月末日までに報告するものとする。

第9 その他

知事へ提出するすべての書類は電子媒体又は紙媒体のいずれかで提出すること。ただし、紙媒体の場合は正副2部を提出すること。

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成21年度から平成23年度事業まで適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成22年度から平成23年度事業まで適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成23年度事業に適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成24年度事業に適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成25年度事業に適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成26年度事業に適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成27年度事業に適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成28年度事業から適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成29年度事業から適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は平成29年8月10日から適用する。

2. 平成29年度において、この要領による改正後の要領に規定される事業に関して、この要領による改正前の要領に基づいてなされた申請、処分、手続その他の行為については、この要領による改正後の要領の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成30年度事業から適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、平成31年度事業から適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、令和2年度事業から適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、令和3年度事業から適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、令和4年度事業から適用する。

附 則

1. 本事業実施要領は、令和6年度事業から適用する。

別表 1

事業の内容及び対象経費等

事業区分	事業の内容	対象経費
1 千葉の農林水産物輸出支援事業		
(1) 海外輸出環境調査	海外での需要、消費動向等の調査	①アドバイザー設置費 ②活動計画検討費 ③試供品等経費 ④調査旅費、見本市等参加費 ⑤報告書作成費 ⑥通訳費
(2) 海外輸出生産体制整備	輸出に向けた新しい品目・品種・技術等の導入試験などによる生産体制の整備	①アドバイザー設置費 ②品種・技術等導入試験経費 ③品質評価・分析経費 ④人件費 ⑤報告書作成費
(3) 海外輸出環境整備	輸出に向けた試験輸出、商品開発、出荷方法の改善及び技術試験等による出荷における環境整備	①アドバイザー設置費 ②試験輸出経費 ③商品等開発経費 ④保管輸送技術等開発経費 ⑤検疫等に要する経費 ⑥放射性物質検査等に要する経費 ⑦報告書作成費
(4) 海外販売促進活動	海外における販売や広報等の販売促進活動	①アドバイザー設置費 ②活動計画検討費 ③会場設営費、見本市等出展費 ④試供品等経費 ⑤広告・宣伝費 ⑥資材等輸送費 ⑦検疫等に要する経費 ⑧放射性物質検査等に要する経費 ⑨旅費 ⑩人件費 ⑪報告書作成費 ⑫通訳費
(5) その他	知事が特に適当と認める活動等	①植木造形技術の国際交流等に係る経費 ②知事が特に適当と認める経費
2 千葉の農林水産物輸出環境整備事業	海外販路の開拓、定着化に向けて、国内又は海外で必要となる施設・機械等の整備	①輸出向け生産・養生施設・機械経費 ②検疫対策用施設・機械経費 ③輸出向け出荷・こん包・保管施設・機械経費 ④海外での販売促進に資する施設・機械経費 ⑤知事が特に適当と認める経費

別表 2

対象とする農林畜産水産加工品の範囲

対象とする農林畜産水産加工品の範囲	本県産の農産物、林産物、畜産物及び水産物を原料として使用しているものとする。
-------------------	--

別表 3

採択基準

1 事業の理解度	事業実施主体は、事業の趣旨を理解していること。
2 事業実施計画及びスケジュールの妥当性	事業実施計画の実行可能性・実施スケジュールが妥当であること。
3 事業効果の実現性	ターゲット国の市場を踏まえ、販路の安定化・拡大が見込めること。
4 事業のモデル性	内容にモデル性、先進性・新規性があること。
5 事業の発展性	将来的な輸出拡大につながること。
6 農林漁業者への寄与	本県の農林漁業者の所得向上につながること。
7 経費の合理性	経費の見積は合理的で、無駄がないこと。
8 事業の推進体制	関係機関等の指導・協力を得て、事業を適正に推進できること。

別表 4

書類の提出先

- 1 農産物、畜産物及びそれらの加工品の輸出に取り組む内容については、所轄の農業事務所企画振興課を提出先とする。

事務所名	〒	住 所	TEL
千葉農業事務所	266-0014	千葉市緑区大金沢町 473-2	043-300-1985
東葛飾農業事務所	277-0861	柏市高田 990-1	04-7143-4122
印旛農業事務所	285-0026	佐倉市鎚木仲田町 8-1	043-483-1129
香取農業事務所	287-0003	香取市佐原イ 92-11	0478-52-9192
海匝農業事務所	289-2504	旭市二 1997-1	0479-62-0156
山武農業事務所	283-0006	東金市東新宿 1-11	0475-54-1122
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475-22-1751
夷隅農業事務所	298-0212	夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470-82-4956
安房農業事務所	294-0045	館山市北条 402-1	0470-22-7131
君津農業事務所	292-0833	木更津市貝渕 3-13-34	0438-25-0107

- 2 水産物及びその加工品の輸出に取り組む内容については、所轄の水産事務所等を提出先とする。

事務所名	〒	住 所	TEL
水産課流通加工班	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3045
銚子水産事務所	288-0001	銚子市川口町 2-6385-439	0479-22-8397
館山水産事務所	294-0045	館山市北条 402-1	0470-22-5761
勝浦水産事務所	299-5225	勝浦市墨名 815-12	0470-73-0108

- 3 林産物及びその加工品の輸出に取り組む内容については森林課森林経営管理室を提出先とする。

事務所名	〒	住 所	TEL
森林課 森林経営管理室	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2966

- 4 林産物及びその加工品以外で、連合会等その事業が複数の出先機関の所轄にまたがる事業実施主体は、県販売輸出戦略課輸出支援室を提出先とする。

事務所名	〒	住 所	TEL
販売輸出戦略課 輸出支援室	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3086

実施基準

第1 事業費

1 各事業の補助対象

実施要領別表1に示された補助対象経費について、以下の基準を満たしていなければならない。

(1) 千葉の農林水産物輸出支援事業

ア アドバイザー設置費

アドバイザー設置費に係る基準は、次のとおりとする。

- ① 本事業におけるアドバイザーは、事業実施主体が調査及び販売促進活動等の実施において、円滑に事業活動を行うために、輸出方法、語学等に精通した人物を選出する。

なお、アドバイザーを事業実施主体内及びその関連グループ会社等の職員から選出した場合は、補助対象としない。

- ② 事業実施主体が海外活動を伴わない、アドバイザーへの調査委託等は、補助対象としない。
- ③ アドバイザー設置費は、事業活動に対する報償費をもって積算し、給与的な支出は補助対象としない。
- ④ アドバイザー設置経費は、50,000円/日以内とする（旅費、宿泊費は除く）。

イ 旅費

- ① 旅費は海外調査及び販売促進活動等の事業活動について補助するものとし、その詳細基準等は、次表のとおりとする。

旅費内容	補助対象
国内移動費	・海外視察等による事業実施者の自宅又は、事業所と空港間の運賃又は使用料 ・海外視察期間における、空港及び空港周辺の公営及び民間駐車場の駐車利用料金
航空費	事業対象国までの普通運賃（エコノミークラス）としての往復運賃
海外移動費	空港から滞在先まで及び滞在先から現地調査企業、見本市等までの、バス、電車、タクシー等運賃又は使用料 ※貸し切り乗用車による使用は、当該事業活動期間における使用料を補助対象とする。 ※有償貸渡される自家用自動車（いわゆる、レンタカー）による使用は、事業実施主体に直接関係する者が運転し、当該事業活動期間における使用料を補助対象とする。なお、同期間における燃油代も補助対象とするが、移動したルート、距離等が分かる参考資料を作成すること。
海外滞在費	滞在先（ホテル等）での宿泊費又は使用料
海外通信費	海外現地で必要なインターネット通信に係る費用。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。
その他	渡航に関して特に必要と認められるもの

- ② 旅費については、その使用明細が分かる領収書等を受領しておくこと。ただし、国内及び現地において、領収書等が発行されない費用（電車代等）については、当該使用が証明できるように参考資料等（宿泊地の住所及び最寄駅の分かる資料、事業費使用日の日誌等）を作成、受領等しておくこと。
- ③ 執行にあたっては、適正な実行価格で行うこと。

ウ 人件費

人件費に係る基準は、次のとおりとする。

- ① 人件費は、事業実施主体が試験栽培、販売促進活動等の実施において、その作業補助を行う者を雇用する賃金を補助対象とするもので、事業実施主体内及びその関連グループ会社等からの任命、派遣の場合は補助対象とはしない。
- ② 国内における人件費は、試験栽培、販売促進活動等に伴う単純労働に対する賃金を補助対象とする。
- ③ 海外における人件費は、販売促進活動等に伴い事業の推進を図るため、当該対象国の現地スタッフとして、現地情報に詳しい者、語学に優れた者等を雇用する。
また、雇用期間は、当該事業活動期間内として限定すること。

エ 試供品等経費

試供品等の買上げに係る経費については、事業実施主体が販売促進活動等で扱う対象品目について、情報提供及び宣伝等を目的に無償で提供等するものに限るものとする。販売目的で展示等をするものについては、補助対象とはしない。

オ 試験輸出経費、商品等開発経費、保管輸送技術等開発経費、検疫等に要する経費、放射性物質検査等に要する経費

- ① 各経費における補助対象は、次のとおりとする。

補助対象	備考
原材料等資材購入費	自社商品については、諸経費及び労務費等は含まず、原材料費のみを補助対象とする。
デザイン開発費	商品等開発経費を対象とする。
パッケージ資材開発費	商品等開発経費を対象とする。
試験輸送費	開発商品等を試験輸出する際の輸送費を含む。
検疫等に要する経費	開発商品等を試験輸出する際の検疫等に要する経費を含む。
放射性物質検査等に要する経費	開発商品等を試験輸出する際の放射性物質検査等に要する経費を含む。
その他	試験輸出（商品開発等、保管輸送技術等開発、検疫対策など）に特に必要と認められる場合。

- ② 試験輸出等に用い、かつ現地で販売目的として使用する商品は、補助対象とはしない。

カ 輸出向け品種・技術等導入経費、品質評価・分析経費の各経費における補助対象は、次のとおりとする。

補助対象	備考
試験ほ場設置経費	輸出に向けた品種や技術導入試験に要する、ほ場設置・管理に係る委託費、資材費、消耗品費、使用料、賃借料等を対象とする。
試験結果検証経費	試験結果検証に要する分析等の委託費、検査に係る費用とする。
その他	輸出向け品種・技術等の導入試験に特に必要と認められる場合

キ 商標登録・知的財産に関する調査・取得経費

商標登録・知的財産に関する調査費や取得経費については、事業実施主体が輸出する生産物・商品や輸出先が明確であり、「千葉産」として関連性が認められる標語、表現、ロゴの商標登録等に向けた取り組みについてのみ補助対象とする。

なお、調査及び取得の委託においては、事業実施主体が輸出する生産物・商品や輸出先が明確でない限り、補助対象としない。

ク 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等）を除く一部を委託して行わせる場合は、次のとおりとする。なお、本事業の主たる部分は委託できない。

- ① 委託先が決定している場合は、委託先が分かる資料を添付する。
- ② 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を明記し、別表1の項目のいずれに該当するか明示すること。
- ③ 委託及び委託に要する経費は、原則として委託及び委託に要する経費は、原則として見積もり合わせを行い、選定した者の提示額を根拠とすること。見積もり合わせを行わない場合は、その選定理由を明らかにした理由書を提出すること。
- ④ 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を事業実施主体に帰属させるものとする。
- ⑤ 事業実施主体は、委託した業務が終了したことを委託先が作成した報告書等により確認すること。

(2) 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

ア 輸出の増加目標

千葉の農林水産物輸出環境整備事業に取り組む場合は、目標年次（おおむね3年後）までに、新たな取組の有無に関わらず、輸出額で500万円以上又は25パーセント以上の増加目標を達成するための整備を補助対象として、支援することとする。

イ 事業の確実性

千葉の農林水産物輸出環境整備事業に取り組む場合は、事業実施主体は、海外に向けた販路開拓・拡大に係る情報収集、需要調査、試験

輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることとする。

ウ 事業推進に向けた認証取得等の取組促進

千葉の農林水産物輸出環境整備事業の取組にあたっては、輸出目標に応じ、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる、GLOBALG. A. P. 等の導入、HACCP等認定の取得、ハラール認証の取得、その他輸出額又は輸出量の増加に直接資する設備等（環境制御型貯蔵施設等）の導入などの取組を行い、もって輸出額又は輸出量の拡大を図るものとする。

エ 海外での施設・機械設置に係る輸送等に要する経費

海外での施設・機械等の整備において、日本で製造した機械等を海外で設置する際に要する輸送費（海上又は航空輸送費）については補助対象とするが、現地での運搬に要する経費、現地輸入時での関税等は補助対象とはしない。

なお、執行にあたっては、適正な実行価格で行うものとする。

オ 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設・機械等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。

なお、新たな輸出の取組と併せて行う農林水産物の生産に必要となる施設・機械等の整備は、新たな輸出の取組で整備する施設・機械等に見合う適正な規模及び内容のものに限るものとする。

カ 切り替えの禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助対象とすることは、認めないものとする。

キ 中古品の取扱い

補助の対象とする施設は、新築、新品又は新設によるほか、既存施設又は資材の有効利用等の観点から見て、当該地域及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を、補助対象とすることができるものとする。

中古機械の場合には、残存耐用年数が5年以上ある場合に補助対象とすることができるものとする。

ク 更新施設・機械導入の禁止

既存の施設・機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助対象としないものとする。

ただし、既存施設・機械が耐用年数経過後5年以上経過したものについては、代替の既存施設・機械として扱わないものとする。

ケ 用地買収及び造成費用等の取扱い

補助の対象とする施設整備に伴う用地の買収又は賃貸に要する経費又は補償費及び造成等に要する費用は、補助対象としないものとする。

2 手数料等の取り扱い

実施要領別表1に示された補助対象事業費の支払における、振込手数料等の役務費については、補助対象としない。

3 現地ローカル対応（外貨）の取り扱い

実施要領別表1に示された補助対象事業費のうち、当該事業の活動等が海外での実施に伴う現地ローカル対応（外貨）による支出になる場合は、当該事業内容についての計画書、報告書等における事業費は、備考欄等にその旨を記さなければならない。

また、算出根拠となる為替レートについては、実施計画書においては計画書の提出日から30日前までの間における事業実施主体で指定した一期日とし、当該事業活動の実施後においては、その事業活動実施期間における為替レートに従うものとする。

なお、算出根拠となる為替レートのレート期日及びレートが記載された資料等は、実施計画書、報告書等を提出する際に添付しなければならない。

第2 事業実施上の留意点

1 千葉の農林水産物輸出支援事業

(1) 事業の優先採択

実施要領第3の3の(6)に基づき、下表に該当する取組は優先採択を行うものとする。

なお、優先採択は、次表の①から④の区分に該当する事業費の合計が総事業費の2分の1以上であることを条件とする。

また、採択にあたっては、事業の実現性及び輸出に取り組む他の県内事業者への波及効果が期待できる事業を優先するものとする。

優先採択する事業の区分
①輸入を規制している又は輸入規制を解除してから3年以内程度となる国・地域及び品目を対象とした事業
②県がこれまで重点的に輸出促進を図ってきたタイ、マレーシア及びシンガポールにおける輸出の拡大又は課題の解決に大きく資することが期待される事業
③県産品のこれまでの輸出事例と異なる新たな販路開拓に資する事業
④輸出先国の規則の制定並びに制度の創設及び変更等に伴う、緊急的な対策等に資する事業

(2) 試験輸出等による効果の評価

実施要領別表1に示された対象経費において、試験輸出等に係わり事業実施主体が対象とする輸出品目を海外に輸出した場合は、輸出先相手国での販売状況、卸売価格及び小売価格や、輸出先での輸出品目の品質状況等について実績及び情報等を収集するように努めるものとする。

(3) 事業実施における事業内容の変更

補助事業の内容の変更（交付要綱別表2に規定する重要な変更を除く）が生じる場合は、事前に県に報告の上、必要に応じて県の指導等を受けるものとする。

県に報告する変更
①事業区分ごとの事業費を超える場合
②同一事業区分のうち、異なる対象国間での事業費の30パーセントを超える変更

(4) 実績報告書の作成

事業実施主体は実施要領第7に基づき、当該事業計画が終了し実績報告書を作成及び提出するにあたり、事業実績がより詳細に分かるように写真等の媒体を適宜加えることとする。

また、実績報告書の作成にあたり、実施基準第2の1の(1)によって得られた実績及び情報等についても記入し、報告するものとする。

2 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

(1) 機種及び業者決定

機種及び業者決定をする場合は、入札又は3者以上による見積り合わせを原則とすること。

ただし、導入する機種が特殊な用途・製造等のため、複数での機種及び業者選定が出来ない場合は、予め実施計画内に明確にその理由を記入することとする。

(2) 農業用廃プラスチックの処理

農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、その処理対策を実施計画に明確に記入することとする。

(3) 海外での施設・機械等整備

① 海外で設置する施設・機械等において、事業実施主体と別の使用者に対して運営・管理等を委託する場合は、必ず使用者との賃貸契約や運営・管理に係る協定を、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、使用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意することとする。

② 施設・機械等の設置年度においては、施設・機械の設置後、その年度内に事業実施主体は必ず設置した現地において、直接目視で設置状況を確認するとともに、設置が明らかに分かる写真等を付した確認書を作成するものとする。

③ 実施要領第7で定める事業実施の報告において、上記①、②により作成した書面を提出するものとする。

なお、必要に応じて、追加で現地の設置状況や設置した施設・機械等が分かる資料等を、併せて提出するものとする。

④ 施設・機械等の利用時の状況が明確に分かる写真等を撮影し、保管することとする。

また、設置後の翌年度から5年間又は規則に定める処分制限期間までの間においては、定期的に直接利用状況を確認することとする。

第3 関係団体等との連携

事業実施主体は、本事業を実施するにあたり千葉ブランド農水産物・食品輸出協議会及び輸出取組団体等と情報交換等の連携に努めることとする。

別記第 2 号様式

千葉の農林水産物輸出促進事業
プロジェクト計画

事業実施主体名	
代表者名	
所在地	

1 事業実施主体の概要

(1) 名称				
(2) 代表者				
(3) 主たる事務所の所在地				
(4) 役職員数				
(5) 構成員数				
(6) 設立年月日				
(7) 設立目的				
(8) 出資金等				
(9) 主たる事業の内容				
(10) 主たる事業に供する主要施設				
(11) 過去の輸出実績 ※輸出先国・地域、品目等を具体的に明記すること。	輸出先国・地域	品目等	輸出実績	うち県産農林水産物・加工品

2 事業計画の概要

(1)対象国・地域名	
(2)対象国・地域への事業実施主体の輸出実績 ※県産農林水産物及びその加工品についての実績を記入	
(3)対象品目・商品	
(4)対象国・地域及び対象品目・商品に係る事業の実施理由 ※対象国・地域ごとに記入すること。	
(5)事業実施体制 ※事業実施主体の体制とともに、事業に係る関係団体・企業等を、その関係とともに記入すること。 ※特認団体等については、輸出に当たって連携する県内の農林漁業者及びその連携内容についても明記すること。	
(6)事業実施予定期間	
(7)事業実施により期待される効果 ※単に事業実施主体の利益ではなく、県内の生産者が得られるメリットや、産地への波及効果を記入すること。	

3 年度ごとの事業目標及び実施内容

(1) 千葉の農林水産物輸出支援事業

事業種目	目標及び実施内容					
	1年目 ()年度		2年目 ()年度		3年目 ()年度	
	目標	実施内容	目標	実施内容	目標	実施内容
海外輸出 環境調査						
海外輸出 生産体制整備						
海外輸出 環境整備						
海外販売 促進活動						

注 事業実施予定期間が4年以上であって、4年目以降の目標・実施内容が明らかになっている場合は、欄を追加して記入すること。

県産農林水産物またはその加工品の輸出に係る目標とすること。

目標欄には、明確な目標が表すことができる計画については、その数値等（輸出額、輸出量）を示すこと。

(2) 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

品目・商品名	整備内容・規模	輸出先	現状・目標		
			事業実施前年度 (年度)	事業実施年度 (年度)	目標年度(事業実施3年後) (年度)
			輸出量： 輸出額： その他指標：	輸出量： 輸出額： その他指標：	輸出量： 輸出額： その他指標：

注 対象とする品目・商品単位ごとに記入し、必要に応じて欄を追加して記入すること。

目標のうち『その他指標』については、数値で捉えられる輸出量、輸出額以外の指標があれば記入すること。

事業実施予定期間が4年以上であって、4年目以降の目標・実施内容が明らかになっている場合は、欄を追加して記入すること。

別記第3号様式

千葉の農林水産物輸出促進事業

〇〇年度実施計画

事業実施主体名	
代表者名	
所在地	

3 事業の概要

(1) 千葉の農林水産物輸出支援事業

ア 事業区分毎の実施内容

事業区分	国・地域名	都市名	実施内容	実施時期 (期間)	実施場所 (施設名等)	備考
①海外輸出環境 調査						
②海外輸出生産 体制整備						
③海外輸出環境 整備						
④海外販売促進 活動						
⑤その他						

※複数の国・地域で同種の活動を行う場合は、国・地域ごとの活動内容が分かるようにそれぞれ記入する。

※備考欄には、当該記載事業内容に関するものの他、その展開方法等について記入する。

※優先採択を希望する場合は、実施要領第3の3の(6)に基づいた優先採択する事業の区分に該当する事業について、実施内容の文頭に「◎」を付ける。

イ 事業の経費区分

事業区分	実施内容	事業量	事業費 (円) 【A+B+C】	負担区分			備考（対象 国、対象品 目等）
				県補助金 (円) 【A】	事業主体 (円) 【B】	その他 (円) 【C】	
	小計						
	消費税						
	合計						

(注) 事業区分は、千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領の別表1の「事業区分」の欄に掲げる種目を記入する。

(注) 事業費の積算根拠について、本表の表外下部又は別資料（様式は任意）にて、併せて記入・提出する。

(注) アにおいて、優先採択する事業の区分に該当する事業がある場合には、総事業費のうち優先採択希望事業費の内訳が明らかになるよう積算を記入する。

(2) 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

①施設・機械等の導入計画

対 象 目	施設・ 機械等 区 分	規格、構造 又は能力等	事業量	単価	事業費	負担区分				備 考 (設置場 所)
						補助金		自己負担		
						県 費	その他		うち 〇〇資 金	
					円	円	円	円	円	
合 計										

ア 輸出向け商品生産・製造等に係る施設・機械

品目名	施設・機械名	利用（稼働）期間	処理量	備考

イ 導入施設・機械の利用計画

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		上中 下	上中 下	上 中 下	上中 下	上 中 下	上中 下						
現 状 (年)	品 目 名	[生産・製造状況（作型・作業体系、製造体系）]											
	施設・ 機 械 名	[利用計画等(処理量・利用面積・利用時間等)]											
目 標 (年)	品 目 名	[生産状況・製造状況（作型・作業体系、製造体系）]											
	施設・ 機 械 名	[利用計画等(処理量・利用面積・利用時間等)]											

(注) 1 本表は原則として事業で導入する施設又は機械ごとに一葉として作成すること。

但し、一体的に利用する施設及び機械については併記してもよい。

2 現状は原則として事業実施前年度若しくは事業実施年度とし、目標は事業実施年度から起算して3年後とする。

3 現状及び目標欄は、それぞれ上段に生産・製造状況（作型及び作業体系、製造体系等）、下段に利用計画について記入する。

なお、生産状況欄は、次の記号を使用して表示するとともに、品目（品種名）、作型、10a 当たり生産数量等についても記入する。

記号) ○——○播種 △——△定植 □□□収穫 ×——×調製・出荷など

ただし、上記図表が実情に合わないときは、適宜修正変更する。

② 導入施設・機械等の規模決定計画

導入する施設・機械の規模決定根拠又は事業量決定方法（様式は任意）
既存の施設・機械の所有状況、稼働（利用）状況等を踏まえ、事業で導入する施設又は機械ごとに記入すること。

③ 導入施設・機械等の収支計画

導入施設・機械の年間収支計画、又は導入施設・機械による事業主体の経営収支計画について記入すること。（様式は任意）

4 会議等の開催予定

時期	議題等	摘要

5 報告書の作成予定

作成部数	内容	主な配布先

6 添付資料

- (1) 組織の規約又は定款
- (2) 組織の概要（組織の構成や人数、役員や事業内容などがわかる資料）
- (3) 直近の決算（事業）書並びに必要なに応じ、財務状況に関する資料
（直近の決算（事業）報告書がない場合にあっては、これらに準ずる資料）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（注）千葉の農林水産物輸出環境整備事業については、更に以下①～⑥を添付する。

- ① 事業実施位置図
- ② 導入施設・機械等の設置場所周辺の見取図及び施設・機械等の配置図
- ③ 農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、農業用廃プラスチック処理計画（別添様式1）
- ④ 導入施設・機械等の見積書又は設計書
[計画設計図（立面図、平面図等）及びカタログを含む。]
- ⑤ 輸出する対象品目・商品等を説明する資料
- ⑥ 導入施設・機械の管理運営規定

(別添様式1)

農業用廃プラスチック処理計画

1 農業用プラスチックの利用状況

プラスチックの種類	利用量(kg)	更新年限	備考
塩化ビニールフィルム			
ポリエチレンフィルム			
硬質プラスチック			
その他			
計			

2 農業用廃プラスチック処理計画

	プラスチックの種類	処理量(kg)	処理方法	備考
年 度	塩化ビニールフィルム			
	硬質プラスチック			
	ポリエチレンフィルム			
	その他			
	計			
年 度	塩化ビニールフィルム			
	ポリエチレンフィルム			
	硬質プラスチック			
	その他			
	計			

(注) 処理方法については、下記のうちから該当する番号①～⑤を記入する。

ただし、その他④、⑤の場合は、具体的に工場名等を記入する。

- ・ 廃プラ工場へ搬入
 - ①指定された廃プラ集積所へ搬入
 - ②市町村協議会が回収
 - ③自分で廃プラ工場へ搬入
 - ④その他の方法で廃プラ工場へ搬入
- ・ その他の方法で処理
 - ⑤その他、独自に廃プラ回収業者に委託等

別記第4号様式

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

事業計画を申請した事業を行う法人その他の団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付要綱第2条第2項第一号イからハまでのいずれにも該当しないこと及び事業実施計画を申請した事業が同項第二号に該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業実施計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

押印し、提出すること。

なお、電子媒体により申請する場合は、原本は申請者が保管し、県の求めに応じて提示できるようにしておくこと。

別記第5号様式

役員等名簿

№	商号又は名称(平仮)	商号又は名称(漢字)	氏名(平仮)	氏名(漢字)	生年月日				性別 (男・女)	住所	備考
					元号 昭和	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人(団体)の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

役員等名簿には、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記入すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件事業計画又は補填金の申請に関する権限若しくは納付事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別記第7号様式

千葉の農林水産物輸出促進事業利用状況報告書
(報告対象年度 年度)

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

このことについて、千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領第8の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

事業実施年度	年度
事業内容及び事業量	
事業費(うち県補助金)	()

2 施設・機械等の利用状況

施設・機械名	施設・機械等の概要	設置場所	対象品目名	利用計画	利用実績	利用率(%) (実績/計画)

注) 利用計画及び実績は、計画書の利用計画に沿って適宜、利用量、利用回数、利用時間などの数値を使用すること。

利用率が70%未満となった場合は、その原因・理由及び当面の対策を別途記入すること。

3 輸出目標の達成状況

品目名	輸出先 国・地域	目標値	実績値	達成率 (%) (実績/目標)

注) 目標年次に目標を達成できなかった場合は、その原因・理由等を別途記入すること。

4 利用計画及び輸出目標

施設・機械名	品目名	輸出先 国・地域	利用計画	目標値

注) 報告対象の翌年度の利用計画及び輸出目標を記入すること。

注) 利用計画及び目標値が前年度の利用計画及び目標値を下回る場合は、その原因・理由等を別途記入すること。